

とちぎ社労士 No.135



- ★新入会員と執行部との座談会
- ★関東甲信越地域協議会報告
- ★SRP II 認証制度
- ★事業承継研修会 (10/16県西支部)
- ★中小企業診断士インタビュー
- ★Windows7対応
- ★女性会員交流会
- ★新入会員ご紹介
- ★事務局だより
- ★編集後記

発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町 3492 - 46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <https://www.tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 森田 晃光

県会執行部と新入会員との座談会及び研修会報告

総務委員長 豊田 充 穂

去る10月8日(火)に、栃木県社労士会館会議室において、恒例の県会執行部と新入会員との座談会及び研修会が開催されました。

当座談会は、新入会員が入会間もない時期に抱える諸々の疑問等を県会執行部との座談会を通して解決して頂き、その後の円滑な事務所運営に結び付けて頂くために、平成18年度から開始され、今回で14回目となります。参加者は、執行部が森田会長を始めとした8名、新入会員が11名の計19名の座談会でしたが、執行部と新入会員との人数的なバランスの取れた座談会となりました。



会長挨拶

新入会員の皆様からは、3号業務の実務について、行政への対応の仕方、電子申請について、参考書籍について等々の質問が出され、その一つ一つについて執行部側から経験に基づいた回答がされました。執行部の皆様の柔らかく、かつ丁寧な対応により、当初は硬かった新入会員の皆様の表情が、時間と共にほぐれていくのが印象的でした。

午後からは、須藤専務による社労士業務を行うにあたって守るべき倫理についての講話及び宮崎事業委員長による適切な顧客対応についての研修が行われました。

座談会及び新人研修会に参加して

県西支部 横塚 昌 江

10月8日、社会保険労務士会館にて新人会合が行われました。対象は過去1年間に登録をした社労士で11人が出席しました。私は登録をして9カ月が経ち、「何をしたらいいか」から、ようやく「これをするにはどうしたらいいか」と考える視点も具体的になり、疑問、悩みも変わります。顧客開拓、手数料、顧問料、人事コンサル業務についてと個々の日々の疑問に、諸先輩方の丁寧な回答、説明はとても参考になりました。後半の「社労士の倫理」研修では、本県で発生した助成金不正受給事件に触れられました。顧客に気に入られたい気持ちは時として不正に走ってしまう危険があるということ、気の緩みが社労士の品位を簡単に害することになることは忘れてはいけないと感じました。社労士と呼ばれることにまだまだ実感のない私で



須藤専務理事



宮崎事業委員長



座談会風景



名刺交換

すが、品位の保持と良心と責任感を持ち業務の遂行に努めたいと思います。個々に登録をするので同期というものがなかなか実感できずにいましたが、顔合わせと登録1年目の悩み、疑問に答えていただける研修会を設けていただいたこと感謝申し上げます。

県会執行部との座談会に出席して

県南支部 目加田 好 章

県執行部の先生方には、お忙しい中、座談会及び新入会員研修をおこなっていただきありがとうございました。

会員になって1年以上経ちすでに第一線で活躍されている方から私のように入会して間もないものまで11名が参加し、動機や経験はそれぞれ違い、いろいろな想いにより社労士を志しているよう思いました。

私のように、実務経験もなく、定年退職後、社労士の資格は取得したものの、これから社会保険労務士としてどのように業務を行っていけばよいのかわからず、不安だらけであった者には、身近な先輩先生方の意見も大変参考になりました。

また執行部の先生から、知らないことは知ったかぶりせず、後で調べて答えるでもよいが、顧客様は、新人だろうが関係なく、専門家としての資格を持った社労士に対して依頼しているのだから、「新人だから」を言い訳にしてはダメだ、と言われたことを肝に銘じて、まだまだ先生と呼ばれることに慣れない日々ですが、これから社労士として頑張っていきたいと思います。ご指導よろしく願いいたします。

座談会に出席して

県央支部 金子 周 平

私は、東京・栃木に拠点を持つ弁護士法人で弁護士として勤務しています。ちょうど1年前、業務分野の開拓および隣接士業との連携のため、社会保険労務士に登録させていただきました。そのような経緯のため、社会保険労務士としての業務は未経験であり、漠然とした想像を抱いていたのみでしたが、今回の座談会で執行部の先生方や新入会員の先生方のお話をお聞きして、社会保険労務士の業務に対する向き合い方や、ニーズへの応え方などが具体的にイメージすることができました。

労働関連法制は、近年どんどん変化しており、労務に関する相談需要はより強まる一方で、専門家としての知見のアップデートもよりシビアに必要になってくるように思います。社会保険労務士として、そして弁護士として、今回のご縁を大切にしながら、顧客のために研鑽を積んでいきたいと思っています。

関東甲信越地域協議会定例会議が開催されました

県西支部 正田 裕之

10月3日、関東甲信越地域協議会定例会議が長野県長野市で開催されました。栃木県会からは5名（会長・副会長・専務、理事・監事各1名）が出席しました。

これは栃木・群馬・茨城・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野の10地域が持ち回りで事務局となり年1回開催される協議会で、事前に各県会から提出された提案議題をそれぞれの県会が意見を交換し、連合会等に要望事項を伝える場として機能しているとともに、各県会の情報共有・コミュニケーションの場となっております。



全体風景

今回の提案議題は以下のとおりでした。

- ・「中小企業・小規模事業者等に対する働き方推進支援事業」にかかる派遣型専門家の活動状況について（茨城会）
- ・電子政府によるワンストップオンライン化について（栃木会）
- ・違法に他土業の業務を行ったもの、違法に保険料等の削減提案を行ったものなど、会員の処分について、会員の入会受付の方法と具体的な対応について（群馬会）
- ・学校等に実施する出前授業などの対応について（千葉会）
- ・大規模災害時における会員に対する復興支援について（東京会）
- ・他土業その他団体との交流・連携について（神奈川会）
- ・指定管理者に対する労働条件審査、社労士労働紛争解決センター運営、年金マスター研修について（新潟会）
- ・電子申請による算定基礎届の決定通知書の返戻について、各単会における副会長の役割について（山梨会）
- ・働き方改革に関連した各単会の独自の取り組みについて、労働条件審査事業と労務監査事業とを関連させての取組事例について、ハローワーク窓口において外国人に対する情報資料の作成提供について（長野会）

提案議題は多分野に渡り、意見の集約が困難な議題もありましたが、各県会が情報共有できたことと、先



大野連合会会長

般会長に就任された社労士会連合会の大野会長・大山専務理事に要望事項を直接お伝え出来たことは大きな意義があったように思料いたします。

大野会長におかれては東京会からの選出ということもあり、本会議の意義がさらに高まっていることを強く感じました。これからも社労士の地位向上のために、皆様の声を届けられる機会として、また栃木会の取り組みを発表・共有する場として活用していきたく思います。

SRPⅡ認証制度について

県央支部 伊藤 公子

10月1日現在、栃木県会で、SRPⅡ認証の事業所は11事務所・法人です。他県の状況（群馬県23、茨城県19事務所・法人）から見ると、栃木県会の関心度の低さが感じられます。

私自身、パソコンもインターネットも不得手です。使わなくて生きていけるならアナログに暮らしたい、と、日々思ってます。

しかし、そんな私がSRPⅡを取得したのは、自身の事務所の情報漏洩と、マイナンバーの管理の仕方に不安があり、その基準が何であるか知りたかったからです。

近年、自ら努力している顧問先も多く、私ども委託先に対しても「個人情報の取り扱い状況調査」とか「個人情報保護に関する覚書」等の事務所の個人情報漏洩対策や情報セキュリティに対する確認があります。その度に、何をどんな方法でどこまで対策したら顧問先に対して自信をもって対策を講じているといえるのかがよくわかりませんでした。

SRPⅡの認証手続きは連合会のホームページから審査手続きを1つずつ進めるという方法です。ひな型があるので、自身の事務所をそこに当てはめていきます。私自身、ITセキュリティに関しては知識が乏しいため、事務機業者の勧めるベストな不正アクセス防止対策をしています。しかし、審査手続きを進めていくうちに、それ以外の部分において、現在の自身の事務所で欠落している対策、確認が必要な取り扱いがあることに気づきます。例えば、書類の保管・処理方法や事務所内のデスクやPCの配置、電子メールでの個人情報のやり取りなどです。審査をきっかけに電子メールにおけるパスワードの設定、機密書類処理業者の処理証明の発行依頼等、個人情報保護に対し再確認することができました。



今井先生

10月11日の県会電子申請研修において、県央支部今井敬史先生より、SRPⅡ認証制度についての研修がありました。

今井先生は、認証審査手続きの手順のほか、認証審査の審査問題について20問を抜粋し解説してくださいました。ちなみに私は、2回不合格の後、3度目で84点での合格でしたので（何度でも挑戦できます。）、先に今井先生の解説をお聞きになった方は、よりスムーズに合格できるかと思います。

会員の皆様には、現在の事務所が、個人情報漏洩対策や情報セキュリティとは程遠く、SRPⅡの認証なんて無理、と、あきらめていらっしゃる方もいるかもしれません。審査手続きには丸1日かかりません。審査手続きを進めていながら、自分の事務所を見つめ直してみてもいいのではないでしょうか。今すぐできる簡単な対策に気づくかもしれません。

マイナンバー制度では、個人情報保護法よりさらに厳しい罰則が設けられており、厳格な安全管理措置を講ずることが求められています。これにより、社労士は、委託先として適切な安全管理措置が講じられてるか顧問先から監督される立場となります。このことに対応するためには、顧問先の信頼獲得が必要であり、個人情報等について適切な安全管理措置を講じている事務所であることを示していく必要があります。



研修風景

県西支部研修会 「事業承継対策セミナー」に参加して

県西支部 鈴木 慎也

10月16日、栃木市から「小峰俊雄中小企業診断士」をお招きし、足利市民会館にて事業承継に資する研修会が開催されました。税理士事務所の業務との連携をしていく中で、事業承継は昨今増えつつあり、まさに「HOT」なテーマを学ぶ機会として参加させていただきました。

県西支部以外の会員も含め約20名での開催となり、中には「自分自身の承継」をテーマにされる会員もいるなど、各人が真剣な面持ちで講義に臨んでいました。

講義の中で特に印象に残った話題は「自社株の評価」についてです。多くの経営者の方が「自社の出資金額」については把握していても「現在の株の評価」については把握されていないことが多く、「社長、御社の株の評価はご存じですか？」という質問をきっかけに、多くの会社のデータを知るきっかけとできると知りました。会社のデータを把握すると同時に、適切な提案につなげることができれば、会社との関係性をより早く・強固にすることができます。具体的には現在の承継準備状況について「レーダーチャート化」し、一目で評価を伝えられるようになり、課題の見える化・共有化を通じ伴走していくイメージです。

また、事業承継に際しては「準備が大事」であることも再認識させられました。上記のとおり「自社の評価額」を知るところを始めとし、会社のルール作り、後継者の選定と育成など、おおむね10年での計画策定が基本となるとのこと。10年での承継の計画を策定し、県に届け出ることによって「承継の際にかかる税金」や「税制を緩和」させることにもつながられます。

特に「会社のルール作り」や「後継者の選定・育成」は、就業規則の変更などの形で社労士が活躍できる分野であると思います。講師である小峰先生からも「就業規則一つとっても事業承継のつまづきの大きな原因となる」とのお話があり、社労士の活躍の場が広がっているとの示唆もいただきました。

高齢化が進むにつれて今後しばらくは大きな課題となるであろう「事業承継」について、より社労士の活躍する場面が広がっていること、そしてそれらに対する具体的なニーズを見定めるよい機会となりました。今後の業務に大いに生かしていきたいと思えます。



社労士事務所の事業承継について

～ 10月16日開催の県西支部研修会「事業継承」の内容を踏まえて～

県南支部 岩井 正 夫

10月6日NHKドキュメンタリーで「大廃業時代」という番組を観ました。

後継者不足を主な理由として廃業する中小企業が増加しており、2025年には中小企業の3社に1社、127万件が廃業の危機を迎える予測があります。帝国データバンク調査による後継者不在率という都道府県別ランキングがあるようですが、栃木県は63.7%で全国26位、全国平均は66.1%だそうです。(県西支部研修会資料より)

先日の研修会の資料によれば、事業承継には次の4パターンあるそうです。

①親族内承継 ②親族外承継 ③M&A ④廃業 → 出口戦略

社労士事務所の規模(職員数・顧問先数)や、親族内の後継者の有・無、所長の考え方によってどの方法を選択するか? どれが正解なのかは、個別判断によると考えますが、それぞれの事業承継のパターンについて自分なりの解釈、感想を記載いたします。

①親族内承継：親族内に2代目・3代目で、社労士資格があり、能力があれば一番理想であると思います。社会保険労務士制度50周年にあたり、私の身近な事務所においても3代に亘って社労士事務所を事業承継して繁栄している事務所や2代目の承継で更なる繁栄している事務所を多数拝見しております。

④廃業：他の社労士事務所に時間掛けて事業承継をして、廃業するのであれば、親族外への承継と同じ括りでしょうが、所長が急死してしまい、顧問先が困惑し、残された遺族が右往左往するような形の廃業は避けたいと考えます。

②親族外承継：親族外の資格者に事務所を承継していただき、所長は引継ぎ後に引退。

③M & A：主に以下の3パターンに分類できるようです。

支店型：大規模事務所の支店として承継する。事務所の場所や職員は、今のままとする。所長は一定期間の引継ぎ期間が終了したら引退し職員は新しい所長のもとで業務を継続する。

合併型：事務所の場所の変更、職員は合併後の事務所就業。所長はある程度の引継ぎ期間終了後に引退。

譲渡型：所長は即引退、職員は譲渡先事務所業務を継続する。

私は30歳で開業し、今年9月に還暦(60歳)になりました。事業承継の計画を立てる適齢期の年齢になりました。私には親族内の承継者はおりませんので、親族外承継かM&Aを選択することになります。顧問先、職員、家族に迷惑をかけないように、65歳国民年金支給開始年齢の今後5年間で、スムーズな承継を進めたく思います。

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2019年12月1日午後4時～2020年12月1日午後4時

毎月中途加入可、毎月25日必着※、翌月1日補償開始

※25日が土日・祝日の場合、前営業日必着 ※11月1日加入のみ10月9日必着

ご希望の方は取扱代理店までパンフレット、加入依頼書をご請求ください。

取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款)有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。によりませんが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

専門家インタビュー 「中小企業診断士」編

～ 小峰俊雄中小企業診断士 ～

この度「他士業のみなさんとの連携を通じ、社会保険労務士の提案力の幅を広げる機会になれば」との思いから、講演の講師を務めていただいた先生や、つながりのある士業者の皆様を対象に、インタビューを実施させていただくこととなりました。

今回は10月16日に県西支部の「事業承継セミナー」でご登壇いただいた小峰先生をゲストにお招きしお話を伺わせていただきました（インタビューア：県西支部 宮下恭子）。



宮下：小峰先生、本日はよろしくお願いたします。早速ですが「中小企業診断士を目指されたきっかけ」についてお伺いさせていただきますでしょうか？

小峰：こんにちは。私はもともと経営学が好きで「いつかはコンサルタントになりたい」という思いで銀行に入りました。というのも実家がガソリンスタンドを営んでいたのですが、私が学生の時にオイルショックに遭い事業が大きな打撃を受けまして。指をくわえてみているしかできなかった自分でしたが「こういう思いをされる経営者を少しでも減らしたい」という気持ちが根底に芽生えていました。40歳の時に20年来の思いを叶え、診断士に合格し、銀行内で取引先のコンサルティングを行っていました。

宮下：大変つよい思いがあっての資格取得だったんですね。社労士としても困難な案件を形にしたときなど「やっていてよかった」と思う瞬間がありますが、小峰先生はいかがですか？

小峰：これはよく聞かれますが、困難だった案件では建築会社の相続の案件でしょうか。相続に際し3人の兄弟に均等に株を相続させたため、実質的に後継者となっていた長男が代表権を奪われる事態にまで陥ってしまいました。この案件は相談のタイミングが遅かったこともあり、結果的には廃業となってしまいました。

やってよかったといえる案件は「これ」といったものを一つ上げるのは難しいですが、「創業」や「事業承継」がうまくいき、若くて活力のある皆様が経営者として活躍されている姿を見るのは、得も言われぬ嬉しさがこみ上げてきます。どちらの案件にも共通していえるのは「事前準備の大切さ」だと痛感しています。

宮下：社労士としても「廃業」については「何か手伝えることがなかったのか」などと自問することもありますね。社労士に対してのリクエストは何かありますか？

小峰：まず、連携の機会が多いのが「助成金」の案件です。診断士は「補助金」を主戦場にしてはいますが、助成金は取り扱いができませんので。企業支援の中では双方を活用できると事業者様は大変心強いのではないのでしょうか。

リクエストでいいますと「経営者の背中を押してほしい」ということですかね。先ほどの事業承継の案件でもありましたが、「相談のタイミングが遅すぎると、できることが限られてしまう」というのが現実です。ですが経営者の皆様は「相談したほうがいいのか、誰に相談したらいいのか」と悩むうちに、そのタイミングを逃してしまうことがあります。「人の専門家」である社労士の皆様であればそんな経営者様の背中を押していただくことができるのではないのでしょうか。「事業承継」はまさに「人」の問題ですから、信頼の厚い皆様の後押しは大きな力になると思います。

宮下：確かに最近になって承継の相談は増えていることを実感しています。最後に、こちらを読んでいる社労士に一言ございましたらお願いします。

小峰：これからの高齢化社会を迎えるにあたり、連携する機会が多くなる気がします。創業の案件でも社労士さんと連携したい部分があるのでぜひお手伝いをいただけると嬉しいです。承継についての詳細はぜひ診断士に振ってください。きちんと形にしていきます。

宮下：力強いお言葉をありがとうございました、今後ともよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

——社労士が押さえておきたいインターネットの基礎知識——

Windows7 のサポート期限は2020年1月14日

Windows7 のサポート期限まであとわずかになりました。この機会に新しいパソコンへの入れ替えやオペレーティングシステム（Windows10OS）のバージョンアップなどいろいろな対策を検討されていると思います。今のパソコンでも全然問題がない！ Windows7 がなれていて新しい OS だと使いづらい！等 Windows10 にしない理由は多々ありますが、そろそろ判断する時期です。

Windows7 そのまま利用できない理由として、サポートは大きく分けて2種類で、仕様変更や機能の追加といったサポートと、セキュリティ更新をメインとしたサポートがあり、それぞれ5年間のサポート期間が設けられていますが、2020年1月にセキュリティ更新のサポートが終了するからです。

セキュリティ更新のサポートがないことは、そのパソコンでインターネット接続していることは、非常に危険なことになります。それは、日々、世界中で新しいウィルスが作成され、いろいろな感染経路を生み出し世界中のコンピューターを狙っています。そのような中、セキュリティが更新されていない OS のパソコンをインターネットに接続すれば、新しいウィルスを防御できなくパソコンが感染してしまうリスクが高まります。また、Windows7 のサポートが終了すると、たとえば現在利用中のソフトウェアも OS がサポートされていない危険な状況で、ソフトウェアが問題なく動作できる保障ができなくなるのでソフトウェアもサポート終了となり、さらに感染リスクが増えます。

コンピューターウィルスに感染しないようにするには、最新の OS + セキュリティソフトが必要ですが、上記記載のように OS サポート終了 + セキュリティソフトも Windows7 上でのサポートができない状況では、セキュリティ対策が一切できないことになります。セキュリティ対策ができていないことで、パソコンが感染してしまえば、データ流出・データ損失などで業務が止まる クライアント様へ感染させてしまう等、被害は甚大になる可能性が高くなってしまいます。最悪、業務停止はおろか社会からの信頼を失うなど深刻なダメージを受ける可能性もあります。

Windows10 を購入して OS のバージョンアップし、今のパソコンを利用もできますが、パソコンのスペックによっては、動作が遅くなるなどの不具合が発生する可能性もありますので、この機会にパソコンの買い替えを検討されるのも良いかもしれません。買い方によっては安価に購入もできます。

買い替えした場合の、古いパソコンの処分についてのアドバイスとしては、古いパソコンのハードディスクを外して、再利用することです。理由は、フォーマットしたハードディスクでも復元が可能だからです。古いパソコンから外して（だいたいドライバー1本で外せます）、外付けハードディスクとして新しいパソコンのバックアップ用で利用するのも一つの手です。外付けハードディスクにする方法は、専用の筐体が販売（2,000円弱）されていますので、それを利用する方法もあります。

利用しないで捨てる場合は、専用の業者を利用することをお勧めします。

最後に、Windows7 のパソコンでインターネット接続しないならば、そのままパソコンが壊れるまで Windows7 で使い続けることができます。現にいまだに XP を利用されている企業もあります。

作成者 株式会社ジップサービス

気軽に
ホームページを
運用しませんか？



お問い合わせは inquiry@gipservice.com

株式会社ジップサービス 栃木県宇都宮市北若松原 1-6-6 TEL 028-678-8828

栃木県社会保険労務士のドメイン

<https://www.tochigi-sr.jp/> ●●● で作成します。

※●●●は事務所名、組織名で作成

- POINT 1 ホームページが持てます。
名刺に記載できます。
検索エンジンにヒットします。※独自ドメインではない為日数がかかりません。
- POINT 2 導入コストが少なくてすみます。
基本テンプレートで作成することでコストを削減。
- POINT 3 常時 SSL 化されたサイトで運用できます。

女性会員交流会

県央支部 荒井由美

令和1年10月24日、ホテル東日本宇都宮1F、イタリアン「フォンターナ」に於いて、第3回栃木県社会保険労務士会女性会員の交流会が開催されました。

今回の出席者は13名。当初「ちょっと少ない人数かな」と思いましたが、今回は意見交換がメインでしたので、近い距離で一緒にランチをしながら全員の先生方とお話しすることが出来ました。

11:00から「業務における課題や問題点」「家事・育児・介護と業務の両立」「事務所運営について」の各テーマ別の席に着いて意見交換が始まりました。



の席に着いて意見交換が始まりました。

「事務所運営について」のテーブルでは、事務所で使用しているソフトの操作、セキュリティー対策、行政との関わり合い方などを話し合いました。

私事ですが、平成30年度の労働保険年度更新時、事務組合の中途加入脱退、増減訂正が多く、計算した金額がソフトにうまく反映できずに大苦戦を強いられました。申告期限も迫り、もう手書きするしかないと半ば諦めかけていた時、同じソフトを使っている須藤専務理事の事務所の女性職員さんに丁寧に教えて頂き、ピンチを切り抜けることが出来ました。

この話をしたところ「それは大変でしたね」で終わるのではなく「今度ソフト会社の方に来てもらって、みんなで教えてもらいましょう」という貴重な提案があり、困った時にはお互いに協力して業務を進めていこうという気持ちがとても嬉しく感じました。

他のテーブルでも一人一つのテーマだけでは語り切れず、事務所職員の労務管理、仕事と子育て介護の両立、自分の健康、趣味で始めたバレエの話など、話題は多岐にわたりました。和やかな会話の中にも皆さん向上心と勉強しようという気持ちで真剣そのもの。

12:00になっても話題は途切れず、促されてバイキング会場に向かい、事前に選んでおいたメインディッシュも運ばれて来てランチタイム開始。美味しいお料理を堪能しながら、味覚、視覚、聴覚を駆使して、時間の許す限り語り尽くしました。



ランチタイムも終盤に差し掛かり、デザートに季節のパフェが運ばれて来た時、伊藤理事が「女性は子育てと仕事を両立させ、子供から手が離れたと思ったら介護がやって来る。本当に自分の為に使える時間があるのはわずかな期間」と話していた言葉が耳に残りました。

そう、限られた時間だからこそ有効に使う。今日ここで皆さんと話をしたからといって、直ぐに結論が出るわけでもない。ただ、自分が思っていることを話すことで少し気持ちが軽くなり、元気をもらうことも出来る。



今は、ブログ、ツイッター等で自分の気持ちを発信し、多くの人と繋がる事が出来ますが、一緒にご飯を食べながら相手の表情を見て会話をしていると、緊張も解れてきて本音で話し、色々な意見の中から新しい考えが浮かんでくることもあるのではないのでしょうか。

執行部の皆さんが立ち上げてくれた女性会員交流会、多くの先生方へ出席して頂き、お話を聞かせて頂ければ幸いです。

そのためには「仲間内のお楽しみ会」と思われることがないよう、日々、社会保険労務士業務にしっかり取り組み、迅速かつ正確な仕事を目指して頑張っていきます